上場会社の内部管理体制等の改善の実効性向上に向けた特設注意市場銘柄制度の見直しについて

2024年2月28日 株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

当取引所では、重大な上場規則違反を行った上場会社に対して、内部管理体制等の改善を促すため、2009年に特設注意市場銘柄制度を導入しました。2013年には、より早期の改善を促す観点から、指定期間を3年から原則1年へと短縮するなどの見直しを実施していますが、現行制度では、内部管理体制等の整備すら未了のまま1年を経過し指定が継続される事案や、上場会社の環境変化等により、指定解除後、改善された内部管理体制等が短期間で適切に整備・運用されなくなる事案が生じることも考えられます。

こうした事案に対応するため、上場会社に1年以内の内部管理体制等の整備を求めるとともに、指定が解除されてから短期間に新たに重大な 金商法違反等が生じた場合は、厳格な対応を行うものとすることで、再発防止の徹底、改善した内部管理体制等の維持が図られるよう、所要の 制度整備を行います。

Ⅱ. 概 要

項目	内容	備考
1.特設注意市場 銘柄制度の見直 し		
(1) 指定解除要件 の明確化	・内部管理体制等が適切に整備・運用されていると当取引所 が認める場合に、指定を解除することを明確化します。	※ 現在は、内部管理体制等に問題があると認められない場合に指定を解除することとしていますが、指定解除の要件として、上場会社に対して、内部管理体制等の適切な整備に加えて、適切な運用も求めることとします。・ あわせて、内部管理体制等に関する審査の観点について、各市場区分の新規上場審査における観点と共通化します。
(2) 整備に係る期 間の厳格化	・ 指定から1年経過後の審査までに、内部管理体制等を適切に整備することを求めることとします。	※ 現在は、指定から1年経過後の審査において、内部管理体制等が適切に整備されていると認められない場合

項目	内容	備考
		でも、今後の改善が見込まれる場合には6か月指定を継続することとしていますが、早期の体制整備を求める観点から、内部管理体制等の整備に係る期間を1年に厳格化し、1年以内に内部管理体制等が適切に整備されていると認められない場合には、上場を廃止します。 ・ 指定から1年経過後の審査において、内部管理体制等が適切に整備されているものの、適切に運用されていると認められない場合は、2回目の審査まで、指定を継続できる点に変更ありません。ただし、2回目の審査については、事業年度ベースで運用状況等の確認を行うとともに、直近の内部統制報告書や内部統制監査報告書の記載の状況を勘案する観点から、1年経過後の審査による指定継続後に到来する事業年度の末日から3か月以内に、上場会社が提出する内部管理体制確認書に基づき行うこととします。
(3) 「特設注意市場 銘柄等」としての 上場廃止事由の 追加	・ 当取引所は、指定が解除された上場会社が、指定解除から3事業年度が経過するまでの間に、再び内部管理体制等が適切に整備・運用されていると認められない状態となった場合において、明らかに改善の見込みがないと認める場合は、その上場を廃止するものとします。	※ 現行同様、2回目の審査までに内部管理体制等に問題があると認められない場合は、上場会社の収益性等の如何にかかわらず指定を解除するものとしますが、指定解除から短期間において、再び重大な問題が顕在化した場合は、内部管理体制等について改善の見込みがないと認められるおそれがあるものとして、「監理銘柄(審査中)」へ指定の上、厳格に審査対応を行おうとするものです。なお、他の金融商品取引所が設けている経過観察期間(事業の継続性・収益性が確保されていると認められない場合等における指定継続等)は設けません。 ・ 指定解除から3事業年度が経過するまでの間に、重大な金商法違反や上場規則違反が新たに生じた場合、整備された経営管理組織や社内諸規則等と実際の運用に大きな乖離があると当取引所が認めた場合に審査を行

項目	内容	備 考
		い、上場継続の適否について判断するものとします。 ・ 当取引所が上記審査を行っている間は「監理銘柄(審 査中)」へ指定するものとします。 ・ 上記審査の結果、「監理銘柄(審査中)」への指定が 解除された場合で、内部管理体制等について改善の必 要性が高いと認めるときは、特設注意市場銘柄に指定 できるものとします。
(4) その他 ① 呼称の見直 し	・ 現行の「特設注意市場銘柄」について、「特別注意銘柄」 へ呼称を変更します。	・ 制度の基本的な機能を変更するものではありませんが、市場区分として独立したものではないこと、また、今回の見直しにより、上場会社が現に所属している市場区分に応じて、内部管理体制等の整備・運用状況について確認を行うこととなることを踏まえ、投資者の分かりやすさの観点から呼称を変更するものです。
② 指定解除後 の状況報告制 度の新設	・ 当取引所は、指定が解除された上場会社に対して、指定 解除から5年が経過するまでの間、内部管理体制等の整 備・運用状況を記載した改善状況報告書の提出を求める ことができるものとします。	 提出された改善状況報告書は、公衆縦覧に供するものとします。 金商法違反や上場規則違反が新たに生じた場合、整備された経営管理組織や社内諸規則等と実際の運用に乖離があると当取引所が認めた場合、事業の大幅な見直しや親会社の異動などの環境変化が生じた場合など、内部管理体制等が適切に整備・運用されているかどうかについて確認することが必要と認める場合には、提出を求めるものとします。
2. その他	・ その他所要の改正を行います。	

Ⅲ. 実施時期(予定)

・2024年4月を目途に実施します。

- ・1. (1)及び(2)に関しては、施行日以後に特別注意銘柄の指定を行う会社から適用します。
- ・1. (3)及び(4)②に関しては、施行日以後に特別注意銘柄の指定を解除する会社から適用します。

以上